

# ベトナム最新情報

2019年5月16日（木）

— 通巻4593号 —

## 目次

- 政治・経済
  - = 技術特区の試験運用、政府が新技術・新規ビジネスを支援
  - = ベトナム米を中国へ輸出、両国がコメ取引を促進する動き
  - = ベトナム航空、手荷物無しのチケットを最大50%引きで販売
  
- 日本・日系企業関連情報
  - = フエに「カワラミーアン温泉リゾート」、日本の温泉モデル
  
- 人事労務
  - = 労働者に不当な処罰、問題視された外資企業のケース
  
- 統計情報
  - = 石炭輸出額が前年比7.5%増、輸出量12%増
  
- 為替・証券市場動向
- 入札情報
  
- コラム
  - = 携帯電話や化粧品に特別消費税を課税？

**\*\*\*\*\* 政治・経済 \*\*\*\*\*****技術特区の試験運用、政府が新技術・新規ビジネスを支援**

Nguyen Manh Hung情報通信大臣は新技術・新規ビジネスモデルについて、管理方法が確立されていない場合、政府として期限付きで試験的な運用を可能にすると発表した。

**■情報通信大臣、政府が本腰を入れて企業を支援**

「ベトナムの技術関連企業の発展が最優先事項です」と情報通信大臣は述べ、「技術関連企業にとって、市場の創出が最も重要です。政府は国家予算の管理者であり、政府が工業製品を購入することで、技術関連企業の発展に向けた初期段階の支援に貢献できます」と加えた。

また、Hung大臣は「グローバルな才能が集結する特別区を用意します。そして、新技術や新規ビジネスモデルについて、管理方法が確立されていない場合は期限付きで一定の期間で試験的な運用ができるようにします」と展望を語った。

『技術特区』、『創造刷新特区』には技術関連企業のために最新のシステムを備えた試験室も用意し、見学する機会も設けるという。Hung大臣はベトナムの技術関連企業に対し優遇策を準備すると同時に、発展に向けて政府が支援に本腰を入れる必要性も述べた。

「挫折とチャレンジを繰り返すことはトップ企業の姿であり、税制面や土地の優遇措置だけでなく、政府はベトナム製品がより高い水準に到達するよう目標を定め、ベトナムの技術関連企業がより高いレベルを目指せるよう支援します。これは我々政府にとっても新しいチャレンジなのです」Hung大臣は述べた。

**■Phuc首相も計画に賛同、スピードが加速**

工業関連企業の発展につながる条件を用意するため、引き続き政策を充実させることに加え、経済環境の改善を強化し国際競争力を高める。

Nguyen Xuan Phuc首相は技術関連企業のために最新の設備や、実験的な場を含む技術特区、創造的な特区を試験的に作ることで工業関連企業の発展を目指すという情報通信大臣の意見に賛同している。

同時に、地方や一部の分野、研究における新規ビジネスモデルの展開が全国で応用されるビジョンの支持を表明した。

またPhuc首相は、情報技術に親しみ、同分野のスキルアップを目指すことを目的としたICT（情報通信技術）教育および外国語教育を、小学校から義務教育化する教育改正についての文書を教育訓練省に通達するつもりだと述べた。

首相は情報通信大臣に対して、ベトナムの技術関連企業の発展に関する計画の立案、および行動プログラムを6か月以内に提出するよう指示し、その後、実施に向けた法的基礎を

整備していくことを約束した。

(Tuoi Tre 5月10日,P.2)

## ベトナム米を中国へ輸出、両国がコメ取引を促進する動き

An Giang 省のコメ輸出企業である、Loc Troi グループ社と Tan Vuong 食糧社の 2 社は、中国のコメ輸入業者でコメの輸出に関して 5 つの覚書を締結した。輸出総量は年間 8 万 4,000 トンとなる予定。

### ■ベトナムと中国間のコメ貿易

商工業省輸出入局は最近、ベトナムと中国の企業間での貿易関係を拡大するため、在中國ベトナム大使館貿易部、アジア・アフリカ市場局、An Giang 省人民委員会と協力し、「ベトナム・中国間コメ貿易協力セミナー」を開催した。

セミナーには、中国のアモイ市、浙江省、江西省、広東省、中山市、東莞市、広州市、湖南省、江蘇省、深圳省などから中国企業 20 社と、メコンデルタ地域各省のコメ輸出企業 30 社が参加した。

### ■An Giang 省は 63 か国にコメを輸出

An Giang 省商工業局の Phan Loi 副局長は、2019 年初の時点で、同省には 16 の企業と 1 社の合弁企業、34 の工場があり、倉庫には 38 万 9,000 トンの粳、45 万 9,000 トンのコメを備蓄でき、十分なコメ輸出条件を満たしていると話す。

An Giang 省の各企業は、均一で質の高いコメ生産地を確保するため、積極的に生産農家と繋がりを持ち、トレーサビリティでの追跡が可能な方法で Jasmine85、OM4218、ジャポニカ種、もち米 CK92、CK2003 などの良質な品種や、Loc Troi グループ社の AGPPS103、AGPPS135、AGPPS137、AGPPS140 などを栽培している。

同省では毎年、40 万トン以上のコメを輸出しており、2 億 2,000 万ドル前後の売上がある。コメ製品は現在、63 か国に輸出されており、この中にはアジア（マレーシア、日本、シンガポール、フィリピンなど）、アフリカ（アンゴラ、ガーナ、アルジェリアなど）、欧州（ドイツ、マヨット島、スペイン、オランダ）、米州（アメリカ、カナダ、チリ、ブラジル）、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド、フィジー）と中東の一部の国が含まれている。

### ■中国向けのコメ輸出拡大に向け

Phan Loi 副局長によると、中国は最大のコメ生産国であると同時に、世界有数のコメ輸入国でもある。An Giang 省は、年間 40 万トンのコメ輸出実績と多くの企業があり、水田モデル、原料生産エリアとして国をリードしており、中国を含む各国への輸出基準を十分に満たす地域だと強調した。

商工業省の関係の下、同省のコメが中国市場に深く入り込むことが可能であり、年間 20 万トン前後の生産量を維持するだけでなく、将来的にはコメ製品以外にも中国に輸出することを望んでいる。

2018 年から中国政府は、国境貿易の輸入額を制限し、正規輸入の促進を図っている。輸出を望むベトナム企業は、検疫やデザインに関する規定を遵守し、ブランドをさらに宣伝する必要がある。

特に現在、中国の若者の生活は忙しさを増し、コメを買うために市場に行く時間は殆どない。中国山西省食糧協会の副会長によると、ベトナム企業はこの若者層に対応するため、ネット販売に向く、適量パッケージのコメ製品の輸出に注視すべきと提案している。

(tapchicongthuong.vn 5 月 12 日)

## ベトナム航空、手荷物無しのチケットを最大 50%引きで販売

ベトナム航空は 5 月 20 日から、ベトナム・タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア間の各ルートで、受託手荷物無しの航空券を販売することを発表した。

航空市場の競争が激しくなる中、各旅行ニーズに対応するため 4 つ星航空会社が受託手荷物無しのチケットを販売するのはこれが初めて。これまで受託手荷物無しのチケットの販売は、格安航空会社でのみ行われていた。

これにより、受託手荷物が無い乗客は、往復で 35 万ドン（約 1,750 円）から割引チケット（税金・手数料除く）を購入でき、機内持ち込み手荷物 7 キロを持ち込むことが可能で、機内食も提供される。この価格は受託手荷物を含んだチケット価格と比べ最大 50%の割引となる。

受託手荷物が必要となった場合には、乗客は追加で受託手荷物パッケージ（出発時刻の最低 6 時間前までの購入が条件）を購入するか、空港で受託手荷物料金を直接支払う。

現在ベトナム航空はタイ・シンガポール・マレーシア・インドネシアへ 1 日 14 便を運航している。

(VnExpress 5 月 15 日)

## \*\*\*\*\* 日本・日系企業関連情報 \*\*\*\*\*

### フエに「カワラミーアン温泉リゾート」、日本の温泉モデル

My An 観光社は、日本のカワラリゾート社と、「カワラミーアン温泉リゾート」プロジェクトの調印式を 5 月 13 日にフエ市で行った。

「カワラミーアン温泉リゾート」プロジェクトは、Bitexco グループ傘下の My An 観光社が投資総額 6,000 億ドン（約 30 億円）で建設する。2018 年 9 月に着工し、2019 年第 4 四半期末に温泉の営業を始め、2020 年第 2 四半期末にホテルとヴィラも正式に運営を開始

する予定。

My An 観光社の Dang Manh Cuong 社長は、「カワラリゾート社との管理契約は、“カワラミーアン温泉リゾート”の発展において重要な節目となります。カワラリゾート社は日本の温泉やホテルにおいて多くの経験を持つ、管理・運営会社だからです」と述べた。

「カワラミーアン温泉リゾート」は日本の温泉基準で運営され、日本人が管理を行う。Cuong 社長によると、この温泉リゾートは、国際水準のリゾートサービスとヘルスケアサービスを提供し、新しい観光商品を生み出し、フェのみならず中部地域への観光客を惹きつけ、フェを訪問する観光客の滞在期間を増やし、支出を促すことを目的としている。

この温泉リゾートは、フェ市から 7 キロの距離にあり、My An 温泉地域に近く、Thua Thien Hue 省 Phu Vang 県、Phu Duong 村 My An 町に位置している。

面積は 3.5 ヘクタールで、92 部屋ある 5 階建てのホテルと 6 棟のヴィラ、レストラン、会議室、温泉浴場エリアを含む 4 つ星のリゾートとなる。

この中で、温泉浴場は日本の温泉モデルに沿って運営され、硫黄含有量が特徴のミネラルを多く含み、機能回復や健康促進、アンチエイジングの他、慢性高血圧・腰痛・神経衰弱・関節炎の治療や、美肌効果もあるという。

(Thegioitre.vn 5 月 14 日)

## \*\*\*\*\* 人事労務 \*\*\*\*\*

### 労働者に不当な処罰、問題視された外資企業のケース

当局の勧告に従わず、企業が自社裁量で労働者に停職、異動を命じ、給料やボーナスのカットを行なったことが問題となっている。

労働契約の解除に労働者が応じなかったため、ホーチミン市 Theodore Alexander 社は労働規律違反者の処分に関する会議を開き、労働者の過失を証明することができないまま、工場の警備長を務める Nguyen Huu Cu 氏を解雇する決定を下した。

#### ■不当に扱われた労働者

Cu さんは、2004 年に Theodore Alexander 社と無期限労働契約を結び、勤務地は Binh Duong 省の TA2 工場で、給与は 1 か月 1,420 万ドン（7 万 1,000 円）だった。

2019 年 2 月 25 日、同社は Cu さんに勤務地の異動を命じ、Cu さんはホーチミン市 Thu Duc 区の TA1 工場勤務することになった。

3 月 20 日、Cu さんは突然 Jess Rueloekke 社長から呼び出しを受けた。面談で、この社長は Cu さんに対して、7 か月分の給与を提示し、退職届けにその場でサインして、すぐに退職するよう要求した。

「私はその場にいた管理職の人たちに理由を尋ねました。しかし、彼らは『知る必要は

ない』と答えただけでした。私は何か過ちを犯したのか、何か間違っただけをしたのかと聞きましたが、社長は『No』と答えただけでした。私は会社のこの決定は合理的ではないと思ったので、サインはしませんでした」と Cu さんは話す。

その2日後、社長は再び Cu さんに退職を迫り、同意しない場合は労働規律違反によって処分を進めると脅されたという。

それでもサインを拒否し続け、3月27日、同社は Cu さんの労働規律違反の処分に関する会議を開いた。同会議で、Jess 社長は、会議を開いた理由として、Cu さんが TA1 工場の購買担当者である B.V.L 氏のグループと親密な関係にあることが疑われていることを挙げた。

このグループは中国の顧客に自社製品を横流しし、会社に30万ドルの損害を与えた。同社は、Cu さんはこれを知っていたにも関わらず、自らと他の社員の違反を隠蔽するために報告を怠ったというのが、同社が主張する Cu さんの労働規律違反の内容だった。

しかし、会社はその証拠を提示することができなかったため、Cu さんはその全てを否定した。そもそも会社が損害を受けた時期は、Cu さんが TA2 工場勤務していた頃の話で、このグループと結託するのは無理な話だった。

会社が主張するような違反と損害については、公安も結論を未だに出していない。会議で、組合は従業員の過失を証明する証拠の提示を求めたが、取締役会はそれを無視している。

3月28日、同社は Cu さんの解雇を決定した通知を提示した。同時に、会社は Cu さんに、新しい仕事として倉庫の事務作業を提示したが、その給料は1か月600万ドン（3万円）と、これまでの半分以下の金額だった。

## ■労働者に対する一方的な圧力

こんな目に遭っているのは Cu さんだけではない。TA1 工場の人事部門のリーダーを務める Nguyen Huu Thi Thien Y さんも、突然第2ゲートの守衛室に左遷されたという。

Y さんによると、彼女は2015年に入社し、労働契約書は無期限契約だった。今年の1月10日から3月31日まで停職を命じられた。

彼女は理由を尋ねたところ、会社は何も回答しなかった。停職中、彼女は給料とボーナスを全額カット、社会保険、医療保険、失業保険も全て止められた。あまりにも一方的な扱いを受け、憤りを感じた Y さんは Thu Duc 区の労働・傷病兵・社会室に苦情を申し立てた。

調停では、紛争資料に基づいて、調停員は同社に対して、彼女の給料とボーナスの支払いを命じた。しかし、会社側は、公安の捜査結果に基づいて、その必要性があれば改めて計算すると言うだけで何もしなかった。調停が失敗に終わったので、Y さんは Thu Duc 区の人民裁判所に告訴した。

2019年4月に裁判所が開いた調停で、同社は2019年の1月から3月までの給与を彼女に支払っていないことを認め、4月2日から彼女を職場に復帰させることに同意した。

しかし、彼女が元の職場に戻ってみると、会社はその準備をしておらず、給与支払いの期日の提示もされなかった。Yさんは社長に対して、仕事と給与の支払いを求めたが、社長は返答を拒んだ。

その後、Jess社長は彼女が仕事に復帰することを認め、彼女の新しい部署を記した書類をYさんに渡した。彼女の新しい仕事は、TA1工場の第2ゲート守衛室だった。

この決定に同意できなかった彼女は、人事部門に行き、苦情を申し立てた。しかし、Jess社長はこれに応じず、ガードマンを呼び、彼女を守衛室に連れていかせた。

「会社は、顔写真、氏名、社員番号、そして私のバイクのナンバーを載せた文書を工場の門に貼り、門衛に対して私を会社に入れないように命令しました。私は8時から17時まで、第2ゲートの守衛室に座っているだけです。昼食の時間でも、私は食堂に入ることができず、食事は守衛室で取らなければなりません。はっきり言って、会社のこの行為は行き過ぎています」と彼女は述べた。

彼女の証言が真実なのか、それを確認するためにTheodore Alexander社の社長に連絡を試みたが、社長の話を聞くことはできなかった。

#### ■雇用者側に必要な労働者の過失証明

法律事務所の弁護士Tran Huu Tin氏は「労働省の規定による労働規律違反者の処分でも重要な原則の一つに、雇用主は労働者が犯した違反を証明しなければならないという項目があります。一方、労働法129条の規定には、労働者が犯した違反が複雑で、当該労働者が勤務を続けることでさらに被害が広がることが懸念される場合において、雇用主は違反者を停職させる権利を有すると規定されています。なお、停職処分については、労働組合の代表の意見を聞き、それを参考にして実施しなければならず、停職期間は15日を超えてはならず、特別な場合でも停職期間は最大90日までとされています。また、停職期間中、労働者は停職前の給与の50%を受け取ることができ、停職期間が終了すれば、雇用主は当該労働者を職場復帰させなければなりません」と、この問題に関する法的見解を述べた。

こうした規定に基づき、Theodore Alexander社が労働者に停職期間中の給与を支払わず、職場復帰後に労働者に対して仕事の割り当てをせず、それと同時に労働者の過失を証明しないまま規律違反の決定を出すことは合法的とは言えず、労働者の権利を侵害するものであると判断される。

(Nguoi Lao Dong 5月14日,P.8)

**\*\*\*\*\* 統計情報 \*\*\*\*\***

### 石炭輸出額が前年比 7.5%増、輸出量 12%増

商工業省が公表した「輸出入報告 2018」によると、2018 年のベトナムの石炭生産量は 4,100 万トンに達し、2017 年比 11%増加した。

報告にある関税総局のデータを見ると、2018 年に輸出された石炭は全国で 239 万 5,000 トンに達し、輸出額は 3 億 2,200 万ドルとなり、2017 年と比べ数量で 7.5%、金額で 12% 増加している。

2018 年の石炭の平均輸出価格は 1 トン 134 ドルで 2017 年比 4.5%上昇、中でも台湾とインドへの輸出価格が高く、それぞれ 1 トン 160 ドルと 150 ドルになり、日本は 133 ドル、ラオスは 132 ドルだった。輸出価格が最も低かったのは中国で 1 トン 72 ドル。

(Dau Tu 5 月 15 日,P.2)

為替・証券市場動向	
為替相場	キャッシュ <b>23,365</b> ドン/USD <国家銀行中心レート <b>23,056</b> ドン/USD> (5 月 16 日 15 時 00 分・Vietcombank)
株価指数	<b>VN-Index</b> <b>975.69</b> (△0.05/0.01%) <b>VN 30</b> <b>891.93</b> (▼-1.29/-0.14%) (5 月 16 日後場終値・ホーチミン市証券取引所)



**\*\*\*\*\* 入札情報 \*\*\*\*\***

**【調達】 2019 年 Lam Dong 省各公立学校用 勉強机・椅子調達**  
 (Lam Dong 省人民委員会承認 2019 年 5 月 2 日付文書 921/QD-UBND 号)

パッケージ名	パッケージ価格	資金源	請負業者 選択方法	請負業者 選択期間	契約 形式	契約実 施期間
勉強机と椅子の 調達	191 億 5,119 万ドン	2019 年 地方予算	国内公募 入札	2019 年 5 月	総価式	60 日

投資主：Lam Dong 省財政局  
 (電子入札システム 5 月 6 日)

**\*\*\*\*\* コラム \*\*\*\*\***

**携帯電話や化粧品に特別消費税を課税？**

携帯電話・カメラ・化粧品、一部のサービスが、特別消費税の対象として検討されている。

**■携帯電話を使うのは高所得者なのか？**

財務省に提出された意見書には、課税対象の拡大と国家予算の歳入減少を防ぐ計画について意見が出され、ホーチミン市人民委員会は、特別消費税の課税対象拡大を求めた。

課税対象に提案されたのは、携帯電話・カメラ・香水・化粧品・ゲームビジネスサービス・美容サービスなどだ。

提案した市人民委員会によると、香水や美容サービスは高級な品目グループに入るとし、購入する準裕福層以上の高所得者への税徴収の拡大を促すと言う。

上記以外の商品やサービスについては、高級な商品やサービスではないが、必需品や必須サービスではないことから、合理的な生産・消費に導くため、特別消費税の課税対象とすることが検討されている。

この中で、携帯電話は情報の連絡ニーズに欠かせないものであるが、新時代の製品を常に使用できる準裕福層以上の高所得者から徴収を増やすため、特別消費税の課税対象に含まれている。

Minh Dang Quang 法律事務所長の Tran Xoa 弁護士は、携帯電話は人々がお互いの連絡手段として不可欠なものであり、この提案は不適切であると話す。

技術が発展した現代社会において、多くのスマートフォンが誕生し、携帯電話を用いたキャッシュレス化も進んでいる。

人々は毎日、商品の購入、商品・サービスの送金にスマートフォンを使用しており、国内の商業銀行では、顧客がスマートフォンで利用できるアプリやデジタルバンキングサービスを開始している。

もし、携帯電話から僅かな税金を得るためだけに特別消費税の課税対象にすることを考え、キャッシュレス化の奨励や支援と言う大きな方針を考慮しないのであれば、もう一度検討する必要があるだろう。

社会生活の売買取引で現金を使わなくなれば、税務局は事業活動からの売上を管理することができ、税金の徴収もさらに増えることはいうまでもない。

Tran Xoa 弁護士は、特別消費税が国内の生産と消費規制を目的としていると話す。

現在、商品やサービスの特別消費税率は 5~150% で、もし税金を考慮すれば商品価格は上昇し、携帯電話や化粧品などが課税対象となれば、密輸や裏ルートを使う取引が増えてゆくだろう。

実際の例として、iPhone の正規代理店での販売価格は、手荷物で海外から持ち込んだと店が言っている商品よりも 1 台あたり 400~500 万ドン（約 2 万~2 万 5,000 円）高い。

さらに、携帯電話への特別消費税の課税は、「2020 年までに殆どのベトナム人がスマホを利用する」という目標を抑制する可能性がある。

情報通信省の Nguyen Manh Hung 大臣は、2019 年第 1 四半期の国家管理委員会を委任する会議で、「2020 年まで殆どのベトナム人がスマホを利用する」という目標に向け、世界の中でベトナムのランクを上げるため、通信業界の発展に新たな戦略を構築するよう通信局に指示している。一つひとつの政策はそれぞれがバラバラで、統一されていない。

## ■美容とカメラを制限する必要性は？

法律事務所 Viet A 社の Nguyen Ngoc Tuan 社長によると、特別消費税は通常、タバコや酒など健康に害を与える奨励されない製品や高級品に課される。一方で電話や化粧品、香水や美容ケアなどは生活に必要な商品やサービスであり、特別消費税の対象とすべきではないと話す。

Tuan 社長は、「数千万ドン（約数十万円）もする携帯電話があるのも事実ですが、数十万ドン（約数千円）で買える機種もあります。しかし、現在のようなテクノロジーが発展している時代に、連絡手段としての携帯電話を持たない人がいるのもおかしな話です。私が言いたいのは、電話が生活の中に根付いているモノだということです。また、化粧品や香水、美容サービスは人々が美しくなる商品で、人生をより良くするものです。何のために特別消費税を課すのでしょうか？」と質問を投げかけ、社会の文化水準を高めるためにこうした商品やサービスに課税すべきではないと述べた。

実際、消費者は現在でも携帯電話や化粧品に 10% の付加価値税を支払っている。

同じ意見の Tran Xoa 弁護士は、美容サービス、香水、化粧品は人々の生活より良いものにし、害は無いにも関わらず、制限し奨励していないと話し、「人々は美しくなって人生でより自信を持ちたいのに、課税してそれを制限するようなことはしない方が良いでしょう」と率直に述べた。

カメラに対して特別消費税をかける提案に驚いた Tran Xoa 氏は、本来であれば市民にカメラの設置を奨励する税制が必要で、社会的弊害や盗難防止のためにどの家もカメラの設置を奨励すべきだと話す。

カメラは公安の証拠集めを助ける設備でもあるのに、なぜ課税を提案するのだろうか。

### ■携帯電話・香水と、酒・タバコを一緒にするのは不自然

R&T LTC 法律事務所の Chau Huy Quang 弁護士も、市の提案を理解できないという態度を示した。

Quang 弁護士は、「市人民委員会の提案は、歳入減少を防ぐという目標に向かっていることは理解できます。もしそうであれば、特別消費税の課税対象拡大は、予算収入が十分に集められず、適切に支出されていないという意味で、歳入減少を防止する意味はなく、予算のため別の徴収方法ということになります」と述べた。

さらに、「携帯電話や美容サービスなどが、消費者にとって不可欠な商品・サービスに属していないと推測して、高い特別消費税の課税対象品目に入れるということは、生産・供給・消費を奨励しないと言う意味ではないでしょうか。そうであれば私はそれが、国家管理機関による一方的で、暴政的な意見だと思います」と不快感を表した。

さらに、特別消費税の対象拡大に関しては、直接的な影響、生産・消費への方向性も考慮する一方で、消費者の収入源の合理的な規制についても考慮すべきだと言う。

しかし、これら一部の商品やサービスが市民やユーザーにとってそれほど重要でない、もしくは、これらを利用する人が皆、高収入層に属していて税金を支払うことが可能だという管理機関の一方的な考えは、合理的とは言えない。

現行の税法に従って特別消費税の課税商品リストを見ると、これらの商品やサービスグループが「必需品」に属していないこと、こうしたグループ（酒、ビール、タバコ、冥銭、飛行機、ヨット）が健康、生態系、環境、文化・教育に害を与える危険性があることが分かる。

これらに、美容サービス、携帯電話、香水などをこれらのリストと同じ項目に分類することを提案しているが、納得できるものではない。

Quang 弁護士は、「現在のように経済が発展している状況において、この種の商品やサービスの消費は一般的であり、人々の生活における日常的なニーズと繋がっています。そのため、行政措置や課税の提案をこれら商品・サービスの使用制限のための“経済制裁”のように使用すると、政策が無理やり強制され、企業や製造業者、消費者の同意を得られなくなることを心配しています」と述べた。

さらに彼は、特別消費税はベトナムが世界貿易機関（WTO）に加盟した際のベトナムの約束の一部であり、ベトナムは国際慣例にふさわしい税制を実施する必要があると話す。

シンガポールやアメリカ、カナダなどの先進国では、これらの商品やサービスは日常的に必要なものとされており、特別消費税の課税対象ではない。こうしたことから、議論は慎重に行われるべきだろう。

(Thanh Nien 5月8日,P.2)